

鈴鹿市立小中学校における通学区域の見直し方針

平成27年3月24日
教育委員会事務局 学校教育課

1 小中学校の適正配置について

学校教育法施行令の規定により、市町村教育委員会は就学すべき小中学校を指定する必要があることから、本市においても他の自治体と同様に各学校の通学区域を指定している。

文部科学省では、小中学校ともに31学級以上を過大規模校、5学級以下を過小規模校として基準を示し、改善が必要との見解を明示するとともに、通学距離については、小学校にあつては概ね4km以内、中学校にあつては概ね6km以内であることを指導している。

2 鈴鹿市の小中学校の現状と課題

本市においても、近年の少子化により児童生徒数は減少傾向にあるが、小規模校として小規模特認校制度を実施する学校がある一方で、将来推計から大規模校への対応が必要な地域もある。

また、児童生徒数の多寡による学校規模の格差の問題以外にも、指定校より通学距離が短縮できる学校がある地域の保護者からは通学区域の変更についての要望がある。

3 通学区域の見直し方針

現在まで、地域の要望等を受けて、一部の通学区域を変更してきたが、上記の現状や課題を受けて、全市的に通学区域を見直す必要があることから、「鈴鹿市立小中学校における通学区域の見直し方針」を策定する。

(1) 大規模校対策のための通学区域の弾力化

ア 目的 将来推計に基づき大規模校として対応が必要な学校について通学区域の弾力化を図る。

イ 対象 旭が丘小学校の通学区域、白子中学校の通学区域

ウ 内容

(ア) 旭が丘小学校の通学区域

指定校が旭が丘小学校の児童は、隣接する小学校への就学を次のとおり認める。ただし、就学を希望する学校までの距離は、概ね直線で2km以内であること。また、当該小学校卒業後は就学先の指定中学校へ入学となる。

指定校	指定校以外に就学できる小学校
旭が丘小学校	玉垣小学校、愛宕小学校又は白子小学校

(裏面へ)

(イ) 白子中学校の通学区域

指定校が白子中学校の生徒は、隣接する中学校への就学を次のとおり認める。ただし、就学を希望する学校までの距離は、概ね直線で6 km以内であること。

指定校	小学区	指定校以外に就学できる中学校
白子 中学校	旭が丘小学区	鼓ヶ浦中学校又は千代崎中学校
	稲生小学区	天栄中学校、鼓ヶ浦中学校又は創徳中学校
	桜島小学区	千代崎中学校又は創徳中学校

(2) 大規模校対策のための通学区域の変更

- ア 目的 将来推計に基づき大規模校として対応が必要な学校について、通学区域の変更を行う。
- イ 対象 稲生小学校及び白子中学校の通学区域、桜島小学校及び白子中学校の通学区域
- ウ 内容 通学区域の一部を、隣接する学校へ変更する。

(3) 小規模特認校制度の導入

- ア 目的 特色ある教育活動を行う小規模な学校において教育を受けさせたい保護者の希望に応えるとともに、将来的な複式学級の解消を図る。
- イ 対象 合川小学校
- ウ 内容 市内全域を通学区域と認める。

(4) 地域の保護者からの要望等による通学区域の変更

- ア 目的 該当する地域住民の総意に基づき通学区域の変更を行う。
- イ 対象 全小中学校の通学区域
- ウ 内容 通学区域の一部を、隣接する学校へ変更する。

※ 通学区域の見直しの視点

- ア 今後の児童生徒数の推移
- イ 学校施設の状況（教室数及び校地面積など）
- ウ 学校と地域及び小学校と中学校の関連性
- エ 通学距離が長い地域の負担軽減、通学の安全確保